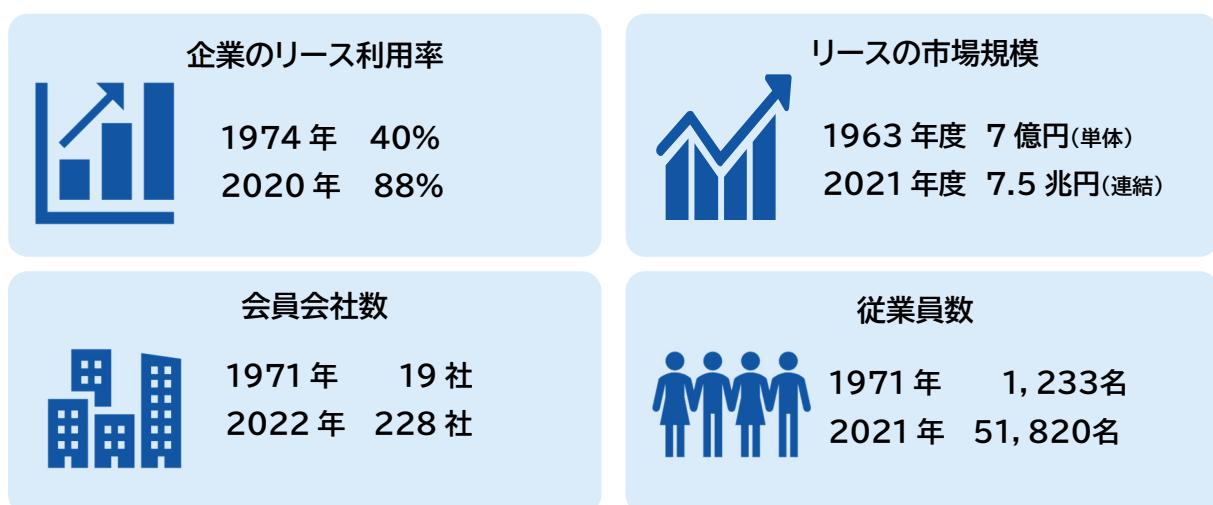


## 本調査研究の要約

### 第1部 リースの軌跡

#### 1. リースの現況



#### 2. リースの会計税制

- 当協会設立の契機はリースと税制との調整です。
- 2008年から適用されているリース会計基準は、所有権移転外ファイナンス・リースを「売買処理」とし、税制も同様の扱いとなりました。今日においても、リース需要に大きな影響を与えています。
- 現在、ASBJにおいて、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、すべてのリースをオンバランスするリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われています

図表 リースに関する会計・税制の歴史

注) FL はファイナンス・リースを意味します。

| 1970年代 | 1980年代                          | 1990年代                           | 2000年代                                                 | 2010年代                                   | 2020年代 |
|--------|---------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------|
| 税制     | 1978年(公表)<br>53年通達<br>FL 70%ルール | 1988年(公表)<br>63年通達<br>FL120%ルール  | 1998年(施行)<br>法人税法施行令<br>通達の政令化                         | 2008年(施行)<br>法人税法<br>リース会計基準との調整         |        |
| 会計     |                                 | 1988年<br>商法計算書類規則<br>FL オンバランス容認 | 1994年(適用)<br>旧リース会計基準<br>FL オンバランス<br>所有権移転外 FL オフバランス | 2008年(適用)<br>リース会計基準<br>所有権移転外 FL オンバランス |        |

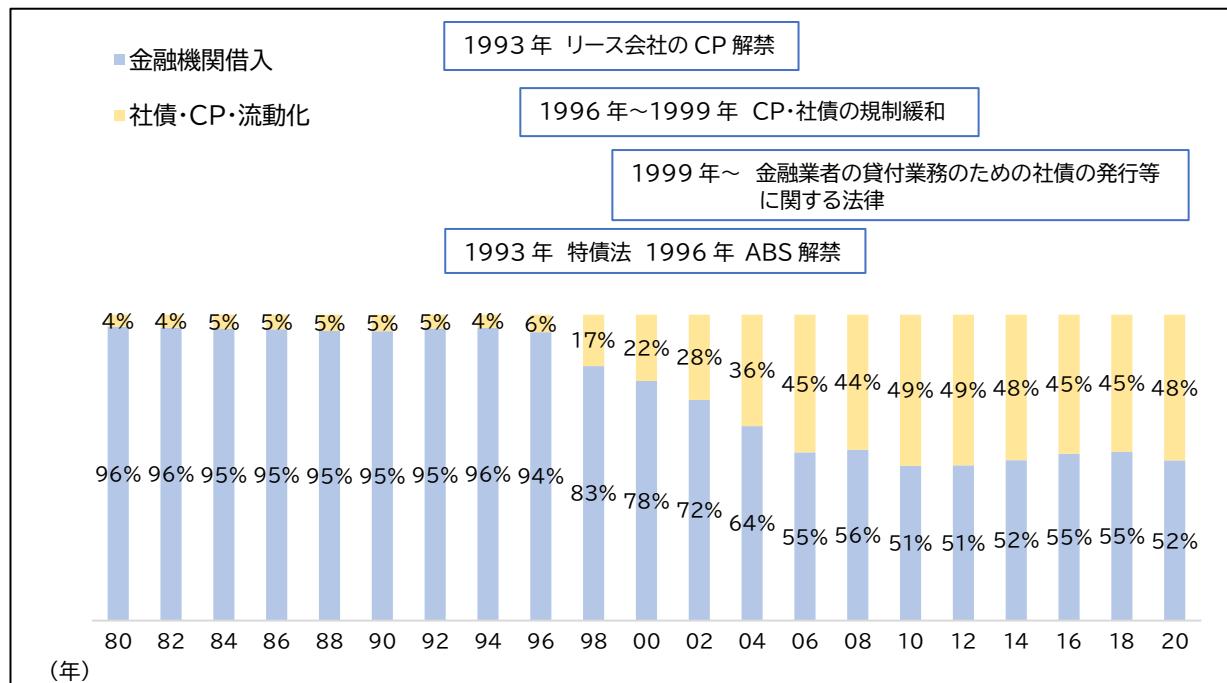
### 3. リースの法律

- リースは、リース業法やリース取引法といった規制法がなく、契約自由の原則の下、ユーザーとリース会社間の合意によって契約が成立します。
- 規制法がないことにより、リースは顧客の要望に応じた柔軟な取引をすることができる、リースが発展してきた要素の一つと考えられます。
- 現在、法制審議会・担保法制部会において、担保法制の見直しに関する検討が開始され、ファイナンス・リース契約の法制化が論点の一つとして掲げられていますが、当協会は、法制化は不要である旨の提言を取りまとめて、関係方面に理解をいただく活動をしています。

### 4. リース会社の資金調達

- リース事業は、リース資産をサプライヤーから購入するための資金が必要なビジネスであり、リース産業において、資金を円滑に調達することが課題となっていました。
- 1990 年代に規制緩和が行われ、リース会社の直接調達が可能となり、現在、直接調達比率は 5 割程度となっています。

図表 貸金業を兼営しているリース会社等の資金調達方法（3月末残高ベース）



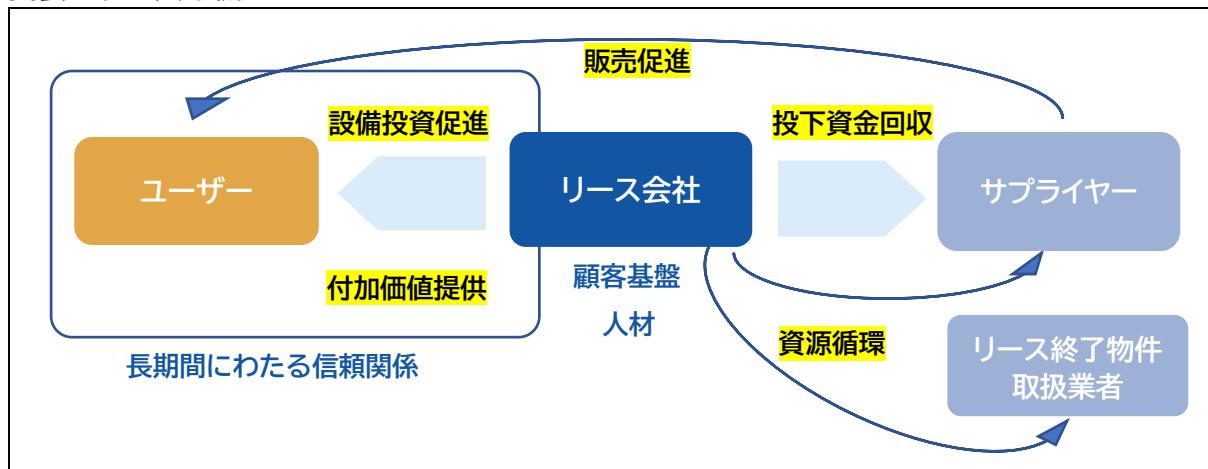
注) 日本銀行「資金循環統計」に基づき 1980 年度以降の隔年で作成しました。上記数値には貸金業を兼営するリース会社のほか貸金業を兼営するクレジット会社等も含まれています。

## 第2部 リースの将来展望

## 1. リースの機能

- リースは、複合的なメリットにより、企業・官公庁の設備投資を促進し、付加価値を提供します。また、リース会社はサプライヤーに対して、リース物件の購入代金を一括して支払うことから、サプライヤーは設備の製造や技術開発に投下した資金を迅速に回収できるとともに、設備の販売を促す効果があります。
  - リース期間が終了した物件はリース会社に返還され、3R を念頭にしたリース終了物件の処理が進められていることから資源循環に貢献しています。

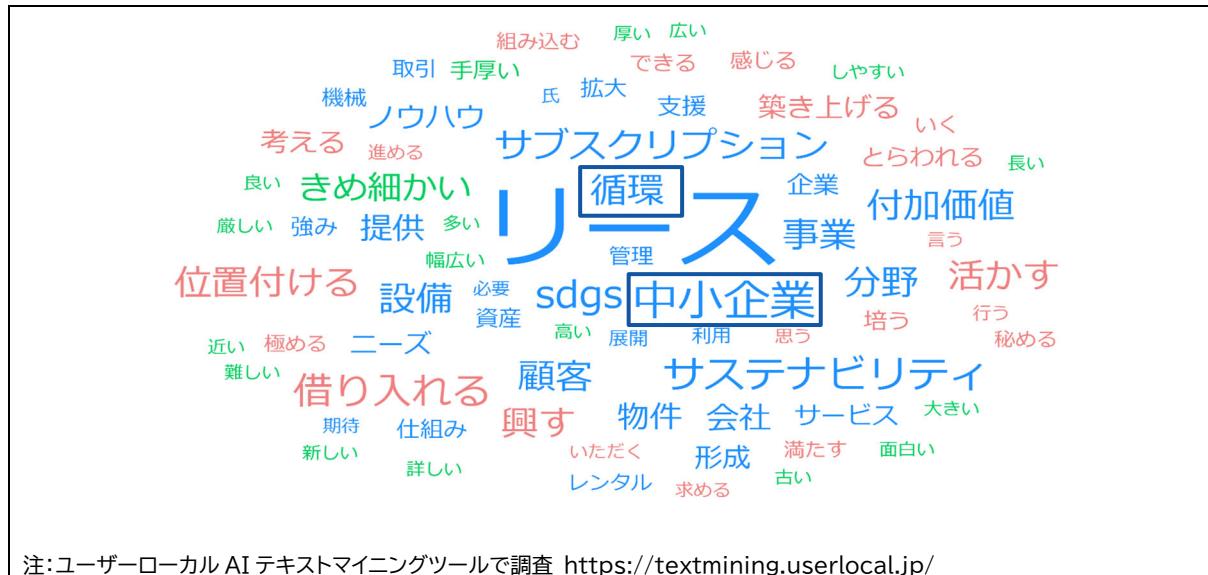
## 図表 リースの機能



## 2. リースの将来展望

- 聞き取り調査の結果、リースは「将来的に発展する」というご意見をいただくとともに、リース会社に期待する取組みを伺うことができました。これらの中から、①中小企業、②資源循環の分野に絞って考察しました。

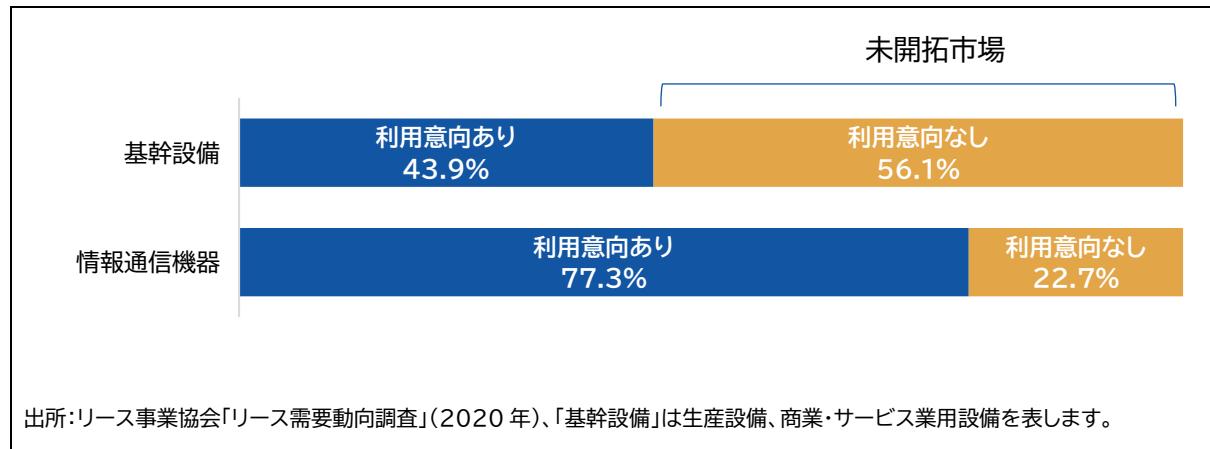
図表 リース会社に期待する取組み（聞き取り調査のテキストマイニング結果）



## ①中小企業

- リース取扱高の約 50%が中小企業向けであり、リース会社にとって中小企業は重要な顧客層となっていますが、基幹設備（生産設備、商業・サービス業用設備など）のリース利用意向が低く、この分野でリース利用を喚起することができれば、中小企業向けのリースは拡大する余地が十分にあると考えられます。
- 今後、中小企業において、IT 投資やロボット投資が増えていくことが予想されるなかで、中小企業の基幹設備のリース利用を喚起していくためには、リース会社において、補助金申請や資金面・経理面のサポートなどのきめ細やかな対応に加えて、課題解決型のリースを提案していくことが求められます。

図表 中小企業のリース利用意向



## ②資源循環

- リース期間が終了したリース物件はリース会社に返還され、リース会社は返還されたリース物件を売却または処分しています。これらは環境関連法令に則して行っていますが、処分する場合は、できる限り、リサイクル率が高い処分会社に処分を委託しています。
- これらの流れによって、リースは資源循環に貢献していますが、循環経済（サーキュラーエコノミー）という用語が定着した以前より、リースに組み込まれた機能です。
- リースは、循環経済ビジョン（経済産業省 2020年）において、資源を循環させる「サーキュラーエコノミー」を推進する仕組みとして位置付けられています。
- 企業・官公庁において、持続可能な社会に貢献する活動が加速化していくなか、顧客に解決策を提供できないリース会社は厳しい時代を迎えることも想定されます。
- リース会社がこの取組みを強化（例：リース終了物件のリユース・リサイクルの更なる向上、メーカー等との協業による設備回収の取組み）していくことにより、新たな顧客や取引を開拓する余地があります。

## さいごに

- リースの将来展望を考察した結果、リースが発展する余地は十分にあると考えられます。他方、変化の激しい社会経済のなかで、『自ら努力をしないと将来はない。社会的価値を生み出していくという気概でビジネスに取り組んでいただきたい。』（寺澤 氏）という厳しい環境下に晒されていることも事実です。
- この環境に対応していくためには、『企業としての「志」、「存在意義」を認識することも必要』（本多 氏）であると同時に、リースは『知的活動から生まれた取引』（宮内 氏）であり、リースに携わる関係者は、今まで以上に考える力が求められています。
- リース産業の将来を担う若い世代は、不確実な時代のなかで、その感性や柔軟性を活かす機会が確実に増えていくと考えられます。
- リース業界に長く携わっているリース会社の経営者から、リース産業の若い世代に対するメッセージを掲載します。将来のリース産業の発展を考える際の参考にしていただければ幸いです。

オリックス株式会社 シニア・チアマン  
宮内 義彦 氏

知的活動を追求していくこと、何かの壁に直面しても「負けてたまるか」という気持ちと粘り強さを求めたいと思います。  
これらがあれば、あらゆる課題の突破口を切り開くことができると思います。

中道リース株式会社 代表取締役会長  
関 寛 氏

将来を考えたときに、今、我々が取り組んでいるリースに統一してどういった取引の方法が出てくるか、リースのワンステップ上の取引が出てくる可能性は十分にあるでしょう。若い人たちには、それを早めに見極められる感性を磨いていってほしいと思います。

総合メディカル株式会社 相談役  
小山田 浩定 氏

1回限りのかけがえのない人生であり、自分を褒められる人生を過ごしてほしいということです。しかしながら、さぼっていては生きることができない時代になっています。思考を止めることは勿体無いことだと伝えたいと思います。

大協リース株式会社 取締役会長  
村山 勤 氏

一生懸命に、そして誠実に仕事に取り組んでほしいということに加えて、「ありがとうございます」と言うときは、本当に心から喜んで言ってください。それが少額な取引であっても、お客様にプラスになることであり、本当にありがたいことです。お客様が喜ばれるのだということをしっかりと感じてください。それが、結局自分のプラスに返ってきます。